

## 水道法改正（長期収支見通しと水道料金） について

水道法改正（令和元年 10 月 1 日施行）により、次の規定が設けられた。

○水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）（抜粋）（令和元年 10 月 1 日施行）

## 第二十二條の四

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

## 制定の背景

「人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ」(厚生労働省ホームページより)

○水道法施行規則(昭和 32 年 12 月 14 日)(抜粋)（令和元年 10 月 1 日施行）

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七條の四 水道事業者は、法第二十二條の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

長期的な収支の試算をした場合、水道料金は試算に基づき算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について設定、適切な時期（三年後から五年後までの期間ごと）に見直し（水道法施行規則第 12 条第 2 号、第 3 号）

県営水道では次期経営計画期間からの適用を検討中